

# 食品安全委員会アレルギーを含む食品に関する

## ワーキンググループ

### (第14回) 議事録

1. 日時 令和3年2月17日(水) 16:00~17:03

2. 場所 食品安全委員会 中会議室

#### 3. 議事

(1) アレルギーを含む食品に関する食品健康影響評価について

(2) その他

#### 4. 出席者

(専門委員)

丸井座長、相原専門委員、赤松専門委員、穠山専門委員、安達専門委員、  
伊藤専門委員、今井専門委員、海老澤専門委員、緒方専門委員、金谷専門委員、  
斎藤専門委員、手島専門委員、森山専門委員

(専門参考人)

中村専門参考人

(説明者)

消費者庁 田中室長 高橋補佐

(食品安全委員会)

佐藤委員長、川西委員、堀口委員

(事務局)

小川事務局長、鋤柄事務局次長、近藤評価第一課長、入江評価技術企画室推進室長、  
林課長補佐、磯村係長、武井技術参与

#### 5. 配布資料

資料1 消費者庁への確認事項

参考資料1 食物アレルギー表示に関するアドバイザー会議の開催について

参考資料2-1 夏期一斉取締り結果について

参考資料2-2 令和元年度夏期(総括)一斉取締り結果

参考資料2-3 食品表示の適正化に向けた取組について

- 参考資料 3 食品表示法の一部を改正する法律の概要（食品リコール届出制度の創設）
- 参考資料 4-1 評価書 アレルゲンを含む食品 卵（案）
- 参考資料 4-2 食品健康影響評価に当たり参照した知見（案）
- 参考資料 5 今後のアレルゲンWGスケジュール

## 6. 議事内容

〇〇〇 それでは、16時になりました。ただいまから、第14回の「アレルゲンを含む食品に関するワーキンググループ」を開催させていただきます。

先生方には先週お会いしたばかりで、また御出席いただいてどうもありがとうございます。

本日は、13名の専門委員の先生方が全員出席予定と伺っております。

そして、専門参考人として、〇〇〇にも御出席いただいております。どうもありがとうございます。

〇〇〇の画面は大丈夫でしょうか。つながってはいますね。分かりました。

本日は、消費者庁から〇〇〇、また、〇〇〇に御出席いただいております。

食品安全委員会からは、3名の委員が御出席です。

今回、開催通知で御連絡いたしましたように、本会議につきましては、再び、新型コロナウイルス感染症の蔓延防止のためということで、「テレビ会議又はWeb会議システムを利用した食品安全委員会等への出席について」という食品安全委員会の決定に基づいて、Web会議システムを利用して参加いただく形で行っております。

また、本会議は非公開で行いますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、お手元の議事次第を御覧ください。

本日の議事は、「（1）アレルゲンを含む食品に関する食品健康影響評価について」と「（2）その他」ということです。

議事に入ります前に、例によって事務局から連絡事項がありますので、よろしく願います。

〇〇〇 〇〇〇でございます。

事務局からWeb会議に当たっての留意事項をお知らせします。いつものお願いとなります。2点ございます。

1点目は、常時のお願いでございます。発言者の音質向上のため、発言しないときは、Web会議アプリのマイクをミュートにさせていただきますようお願い申し上げます。

2点目は、発言時のお願いとなります。御発言いただく際は、「挙手カード」の「挙手」の面をカメラに向けて表示してください。

座長または事務局職員が先生のお名前をお呼びしましたら、ミュートを解除した上で御発言をお願いいたします。なお、御発言の際には、必ず名乗ってから開始してください。

御発言が終了しましたら、「以上です」と御発言のほど、お願いいたします。

以上、御協力のほど、よろしくお願いいたします。

Web会議システムを利用したワーキンググループの開催につきましては、先週の会議も様々なトラブルがございましたが、通信環境等により議事進行に支障が生じる場合もあるかと存じますが、何とぞ御理解、御協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

事務局からは以上でございます。

〇〇〇 どうもありがとうございます。

それでは、引き続きまして事務局より、先生方のお手元に届いていると思いますけれども、資料の確認をお願いいたします。

〇〇〇 事務局から資料の確認をいたします。

先生方に郵送にてお送りした資料といたしまして、議事次第、専門委員名簿、それから、資料1としまして、消費者庁への確認事項。

それ以外に、参考資料1、2-1、2-2、2-3、3につきましては、消費者庁からの説明に関する参考資料でございます。

また、参考資料4-1と4-2は、先週のワーキンググループで用いました評価書と評価書の別添をそのままつけさせていただいております。

また、参考資料5といたしまして、今後のワーキンググループのスケジュールをお送りしております。

なお、本日、当日の配付で恐縮でございましたが、メールにて追加の資料といたしまして、消費者庁のプレスリリースを2通お送りしておりますので、そちらも参考資料とさせていただきます。

なお、参考資料4-1、4-2につきましては、食品安全委員会ホームページでは公開いたしませんので、取扱いは御留意くださいませ。

配付資料については以上となりますが、不足等ございましたら事務局までお申し出いただければと存じます。

以上でございます。

〇〇〇 先生方、よろしいでしょうか。

さて、それでは、もう一つ続きまして、事務局から「食品安全委員会における調査審議方法等について」という食品安全委員会の決定に基づいて必要となる専門委員の調査審議等への参加に関する事項について報告をお願いします。

〇〇〇 事務局でございます。

本日の議事に関する専門委員等の調査審議等への参加に関する事項について御報告いたします。

議事「(1) アレルゲンを含む食品に関する食品健康影響評価について」に関する本日の審議内容につきましては、専門委員の先生方から御提出いただきました確認書を確認しましたところ、平成15年10月2日委員会決定2の(1)に規定する調査審議等に参加しない

こととなる事由に該当する専門委員はいらっしゃいません。

以上でございます。

〇〇〇 先生方に御提出いただいた確認書について、相違はございませんでしょうか。ありがとうございます。

それでは、いよいよ議事に入らせていただきます。

本日は1時間の予定で行います。このワーキンググループでは、アレルゲンを含む食品の卵の評価の取りまとめに向けた議論を進めてきております。アレルゲンを含む食品については、既に食品表示法に基づく表示というリスク管理措置が取られております。リスク管理措置の適切な実施を前提として評価を行うということになります。

これまでのワーキンググループの会合におきましても、リスク管理に関わる多くの意見が専門委員会から出されております。その内容については、お手元の資料1「消費者庁への確認事項」として事務局にまとめていただいております。

本日は、1枚紙の資料1に沿って、リスク管理を担当していらっしゃる消費者庁から説明をいただいて、その内容について、今後の評価の参考とさせていただきたいと思っております。

まず、消費者庁から御説明いただき、その後、時間の許す範囲で質疑応答という流れで進めてまいりたいと思います。

ということで早速ですけれども、消費者庁の〇〇〇、〇〇〇、よろしく願いいたします。

〇〇〇 〇〇〇と申します。

まず私から、資料1の「2. 確認事項」の「(1) アレルゲンを含む食品の表示制度に係る検討状況について」を説明させていただきます。

資料1には、「消費者庁における食物アレルギー表示に関するアドバイザー会議の進捗状況等」とありますけれども、おとといの2月15日に、食物アレルギー表示に関するアドバイザー会議を開催させていただきまして、これはクルミを原因とした食物アレルギーの症例数というものが近年増加しているということがあって、この急増に関して、平成30年7月の時点で消費者委員会食品表示部会におきまして、クルミの症例数が増加しているということもあって、義務化に向けた検討を始めることを報告したところ、消費者委員会食品表示部会からは賛同という意見をいただきました。

これを契機としまして、今般、消費者庁においてこのアドバイザー会議を開催して、食物アレルギー表示制度の適切な運用、当面はクルミの義務化に向けた課題、それから必要な調査事業等について御意見をいただく場としておりますけれども、食物アレルギー表示制度の適切な運用のために、医学的、分子生物学的な見地等に立った専門家の御意見を伺う場として開催したものです。

次回開催については特段まだ決まっておりませんが、実施中の調査結果等が固まった段階で第2回目の開催を来年度以降で考えているところです。

(1) に関しては以上です。

〇〇〇〇〇〇 それでは、続きまして、〇〇〇から御説明をさせていただきます。

確認事項の「(2) 食品表示(特にアレルギーを含む食品の表示)の監視の状況」についてということで、簡潔に御説明をさせていただきます。御質問等を後でいただければと思っております。

まず、「①監視の実施主体」ということで、基本的には食品表示法、特にアレルギーに関しましては衛生事項ということで、その取締りは全国の保健所が行うこととなっております。食品表示法における委任事項も全て都道府県から保健所まで、いわゆる保健所設置市まで権限を付与しておりますので、一般的な監視というのは食品衛生法と同様に保健所が行っているというのが現状となっております。

2つ目、国が直接監視を実施することはあるのかというお話ですけれども、当然ながら私ども消費者庁、農政局それぞれ、国でも取締り権限を有しております。国が調査を行う場合というのは、いわゆる各都道府県等で対応が困難な場合、特にその食品が広域に流通するような場合において国が積極的に管理をする必要性がある場合です。

過去におきましては、平成28年12月にラムネ菓子に特定原材料である小麦が混入したという例がございました。これは韓国から輸入した調整砂糖にいわゆるクロスコンタクトで小麦が混入していた。それがラムネ菓子に混入していて、そのラムネ菓子が当時クリスマス商戦で様々なアソートのお菓子にそれが使われていたということで、これを輸入した事業者、製造者もそれぞれ追跡が非常に困難な状況があったということで、国のほうで全国の都道府県等に対して注意喚起の呼びかけを行ったと。かつ、回収状況も逐一公表していくという状況がございました。そういった全国域で国が関与すべき必要性があるときに私どもが実質的に対応に当たるといふ事例はございます。

あとは産地偽装などで景品表示法と併せて措置をするような場合には、私ども国のほうで景品表示法の権限とともに併せて食品表示法の調査も行うという場合はございますが、一般的にアレルギー表示に関して言えば、各保健所等がその対応に当たっているというのが現状でございます。

続きまして、監視に当たる人員数ということですが、これは主に各都道府県で調査を行っておりますが、基本は食品衛生監視員が兼務してやっていると認識しております。ですので、実質的に食品表示に当たる調査員の人数というのは私どもで報告も受けておりませんし、その仕組みもありませんが、衛生行政報告例での食品衛生監視員の人数ということでいえば全国7,000人ほどと伺っていますので、それに近い方々が表示の取締りにも当たっていただけているのではないかと思います。ただし、食品衛生監視員と兼務ということですので、実質的にはそこまで人数は多くはないのではないかと思います。

続きまして、消費者庁担当者と自治体担当者との定期的または不定期の連絡会ということですが、不定期にも様々やっておりますけれども、定期的ということであれば、必ず年に1回、全国7ブロックで国と自治体、いわゆるその地域の都道府県等が集まって食品表

示に関する連絡協議会というのを持っておりまして、様々な地域の実情に応じた対応状況の聴取と調整を行っております。そういったところで様々な課題が出てくれば、今、7月と12月にそれぞれ夏期一斉と年末一斉の取締りというのを食品表示で行っております。そういった中で各都道府県からぜひこういった点を強化してほしいというリクエストがあれば、時宜を得てそれぞれそういう課題について監視強化という名目の下に、各都道府県等に一斉の取締りの御依頼をしているというのが現状となっております。

続きまして、「②監視の実施件数及び実施方法」ということですが、これは食品衛生法における監視指導計画、これと併せて食品表示法の監視指導計画もこの衛生事項については策定することとなっておりますので、基本的には各都道府県等がそれぞれ地域の実情に応じて年間計画を立てて、この監視指導に当たっているということになっております。

この監視状況、頻度、実施件数等ですが、これに関しましては、法律の定めにおいて特に国に報告をするという制度になっておりませんので、自治体ごとに公表されているというところで、それを網羅的に取りまとめた数字というのは私どものほうでは把握しておりません。

こちらの2つ目のポツになりますけれども、各都道府県等で公表しているこの監視指導計画の実施結果ということで、食品表示の検査件数は多いが、実際に収去しているものが少ないというお話をいただいております。

ここは少し詳しくお話をさせていただければ、基本的に食品表示のアレルギーのリスク管理ということでいえば、先ほど〇〇〇からも御説明がありましたとおり、いわゆる特定原材料、こういった7品目、症例数が多いものや特に重篤度が高いものについては表示の義務化を行っていく。それに準ずるもの、こういったものも増やしていくことによって管理を行っていくというところがまずその食品表示のリスク管理の一つとなっております、まずそこは今、消費者庁が対応しているところです。

もう一点、その取締りによってどう管理をしていくかという観点でいえば、アレルギーに関してのリスクということであれば、まずその表示のミス、ヒューマンエラーによる点と、あとは製造工程におけるクロスコンタクト、これは表示の世界ではまだクロスコンタミと呼んでいます。今、その製造施設においてHACCP管理が求められていますが、通常この危害要因分析においてアレルギー表示の欠落とかクロスコンタクトに関してはそのリスクの一つとして、いわゆる製造業においてはHACCPの中で管理をするというのが一般的になってきています。ですので、保健所の取締りということであれば、その製造施設に出向いて、その製造工程、原材料を確認しつつ、適切な表示がなされているかということを確認するというのが、まず主な管理方法の一つとなっております。

あとは、その製造工程を見てクロスコンタクト、クロスコンタミの可能性があるということであれば、その製造工程の管理というのも見えていくと。ですので、実際にその原材料と表示というところの確認においては、あえて収去を行って何か確認をするという手法

を取っているのではなくて、実際に現場に出向いて行って製造工程と表示を確認するのが主な作業、いわゆる監視という手法になっております。

そういった意味でいえば、この検査件数と収去の乖離というところは少し御理解いただけるのかなというのが一点と、どういった場合に収去をするのかといえば、このクロスコンタクトで何か事件が起きたというときに、その検証をするために収去を行って実際にコンタミがあるかどうかという確認を行うというところでの作業、それによって違反を確定していくというときにはこういった収去が行われますので、実質的にあまり数が多くないというのは、事情としてはそのとおりでろうと我々も思っております。

続きまして、「③監視の結果」ということで、どのような場合に事業者は自治体へ、自治体は国への報告義務があるのかということですが、まず、事業者が自治体へ報告する場合、これは当然、いわゆるアレルギー表示欠落、もしくはクロスコンタクトによって健康被害が生じた、そのような場合には保健所に報告が行くことになっております。

今度は、いわゆる都道府県等から国への報告ということに関して言えば、食品表示法に関していえば、指示・公表を行った場合に国への報告義務があるということになっております。違反行為があって指示を行った場合、もしくは回収を行うということになった際に命令をかける、そのような場合に国へ報告がなされるというのが今の規定となっております。

一方で、いわゆる法違反としての措置をしない、自主回収を行うような場合、これに関しては従来特に報告義務がございませんでしたが、法改正を行いまして、アレルギー表示の欠落であっても自主回収を行う場合においては、これは都道府県への報告義務、併せて都道府県から国への報告義務というのが新たに制度上、6月からスタートいたしますので、そういった意味でいえば、今後、自主回収をするものということに関して言えば、国のほうにも情報が集約をされ、かつ、一括的に公表も行われていくと。これは食品衛生法も併せて対応がなされますので、包括的な自主回収に関する情報提供というのが今後できるようになっていくということになっております。

次に、食品表示に関する違反率がどの程度かということですが、これは正直、母数というのは把握しようがないといいたいまいしょうか、当然、その特定原材料等を含む食品アイテム数というのは膨大にありますし、それに対して何を母数とするのかというのは非常に難しい問題かと思いますが、違反率ということではなくて、過去、その報告のあった違反ということに関して言えば、平成27年に食品表示法が施行されて以降であれば、食品表示法に基づく指示が行われたのが2件、回収命令が行われたのが5件というところが国に報告が上がってきておりますので、その実績というところはお示しをしているところになっております。

この数字からその違反率というのを出すのは非常に困難かと思っておりますけれども、違反の内容ということに関して言えば、多いのが和菓子とかの菓子類でアレルギー表示がされていなかった。特に、乳が含まれていたにもかかわらず表示が欠落していた。そうい

った事例がこの違反という切り口でいけば見られているという状況です。

違反があった場合に行政としてはどのような措置を取るのかということですが、これはあくまでも法律上の規定においていえば、食品表示法に基づく指示を行う。これは当然表示を是正しなさい、再発防止策を講じなさい、被害拡大防止等の必要性に応じて行政が対応するというのがまず一点ございます。

あとは、その回収の命令、いわゆる自主回収のみではなかなか立ち行かない場合、行政が積極的に介入していった命令をかけて逐次報告をさせるというやり方もございます。これがいわゆる回収命令ということです。実際にその回収命令は必ずアレルギー表示の欠落等の問題があった際に命令をかけるかということ、それは行政側の裁量がございまして、これは指針も出ておりますけれども、実質的に自主回収においてその問題が解決に当たっているのであれば、あえて命令までかける必要性はないというところは、全国の都道府県に対して指針等でお示しをしているところです。

一応、御説明としては以上になります。

今回、資料として配付させていただいております中に、それぞれ夏期一斉と年末一斉の取締り状況ということで資料をお示しさせていただいております。私どもが数字として集計しているのは、この7月と12月のそれぞれの一斉の取締りに関して言えば、これは昭和30年代の食品衛生法時代から報告を求めておりますので、その観点から統計を継続しております。現在も7月の1か月間と12月の1か月間、取締り状況というのは国に報告をもらっています。これは法律上の定めというよりは、通知において協力をお願いして公表しているものになります。

今日、席上配付と、後で追加で資料をお出ししているものがございます。平成27年と平成28年、それぞれ一斉取締りに関しての公表資料をおつけしておりますけれども、先ほどの都道府県等の定期的な情報連絡会等をやっておりますけれども、例えば、平成27年6月夏期一斉のために公表したのに関しても、いわゆる米粉製品で小麦アレルギーが起きると。米粉パンでいわゆるグルテンが使われているにもかかわらず、米粉パンなら小麦が使われていないから安心だと思って購入してアレルギーを起こすという事例もあったことから、こういったパンフレットを作成して、全国の保健所において地域への普及啓発、事業者への普及啓発を図っていただくという取組をしたことがございます。

また、平成28年の夏期一斉ですが、最近、グルテンフリーと表示をされた輸入品が増えてきたと。これはいわゆるセリアック病の方を対象としてグルテンフリーと表示されている輸入品が結構多いのですが、これは邦文で書かれているわけではありませんけれども、海外においてのグルテンフリーの管理が20ppmというところがあって、実際には一部小麦等が含まれている可能性がある商品もあると。そういったグルテンフリーという表示を見て誘引されることによって健康被害が起きてはいけないということで、各輸入業者に対して注意喚起を行うようなパンフレットの作成と配布というのも行った事例もございます。

こういった取組というのは、各都道府県との意見交換、もしくは実際に起きているような事件等、あるいは業界等のヒアリングを含めてそれぞれ時宜を得た形で監視強化を図っているというのが現状となっております。

私からの説明は以上とさせていただきます。

〇〇〇 それでは、続きまして、「(3) リコールの状況」に関しまして、参考資料3を使って説明させていただきたいと思います。ここに挙がっている①②あわせて御説明させていただきたいと思います。

食品表示法では表示違反をした事業者に対して表示の是正等をさせるために指示、命令、公表といったことを規定していますが、食品関連事業者が自主的に食品を回収した場合に、それを国で網羅的に把握する仕組みというものは設けていませんでした。

これに関して、一部の都道府県等では条例等で自主回収した場合の報告を求めているところもありましたが、どのような自主回収がどれだけ行われているのかといったところは、国のほうでは把握しておりませんでした。

このような状況の中で、平成30年6月に食品衛生法がまず改正されて、食品衛生法違反で自主回収した場合の届出制度というものが設けられております。

一方で、自主回収されている案件というのは食品衛生法案件だけではなくて、食品表示法案件についても行われていて、平成28年度において食品衛生法と食品表示法案件の自主回収が合計1,000件ほど都道府県等に報告されている状況でした。

そこで、食品表示法に関して自主回収情報を適切に把握して、その内容を消費者に速やかに情報提供することを目的として、平成30年12月に食品表示法の一部を改正して、食品表示法違反に関する自主回収を行った食品関連事業者に対して届出義務を課すこととしました。届出された案件というものは公表することとしておりますし、公表に関しては厚生労働省で構築している食品衛生申請等システムというものを利用して、食品の回収情報を一元的に公表する予定としております。

この届出制度に関しましては実効性を担保するために、届出をしなかった事業者や虚偽の届出を行った場合には罰則の規定も設けられています。

それから、食品表示に関しましては、食品を安全に食べるための表示、このアレルギーの表示だったり保存方法の表示、それから、食べるときに加熱が必要かどうか、そういった安全のための表示のほかに、消費者が食品を選択するための、例えば、原産地の表示だったり内容量の表示、こういった表示もあります。それから、健康増進に関わる表示、熱量だったり食塩相当量といった表示もあるのですが、その中でもとりわけ安全性に関わる表示に関して表示違反があった場合の自主回収案件について届出義務を課すこととしております。

参考資料3の右下に、届出のイメージに関するフロー図を載せておりますけれども、まず、事業者のほうで自主回収したら都道府県に報告をして、一部は国に直接する場合もあるのですが、都道府県に報告いただいて、それを国に報告してそれを公表していく

という流れになっております。国で把握した情報を速やかに公表して、健康危害の発生やその拡大の防止を図っていくことを第一の目的としておりまして、参考資料の裏面に、食品関連事業者が届出する内容というものを、こちらは内閣府令で定めたものですけれども、届出事項というものを示しております。

リコールの状況に関しましては以上です。

〇〇〇 どうもありがとうございます。

消費者庁から資料1に基づいて御説明いただきました。お聞きになって、先生方から何か御質問などはございますでしょうか。

〇〇〇、どうぞ。

〇〇〇 〇〇〇です。御説明ありがとうございました。

まず最初に、アレルギーの対象とした検査数は28万品目あるということで、監視で御報告されていますけれども、これは単に表示を確認したということでしょうか。この28万品目というのは検査をしたというわけではないのですよね。ELISAで検査したというわけではないのですね。

〇〇〇 そうです。実質検査したというわけではありません。

〇〇〇 これは直接事業者に行って製造記録を確認したということなのでしょうか。

〇〇〇 施設に立ち入ってやる場合には製造記録を確認して表示の適正化を確認したりとか、そういったのが主なものになるかと思えます。

〇〇〇 分かりました。

実際にELISAで科学的に検証したというのは48検体ということでしょうか。

〇〇〇 収去して行う検査ということでいえばそういうことになります。

〇〇〇 ありがとうございます。

あと、指示が今までに2件で回収が5件というお話でしたが、これは結局何か疑いがあるということでそういうふうに、監視のほうで疑いがあったということで指示あるいは回収命令をしたのでしょうか。

〇〇〇 そうですね。これは一般論で申し上げれば、実際にはアレルギー症状が出たという被害の申し出があって調査が始まるパターンと、事業者の方が自ら気がついて自主申告するパターンとそれぞれございます。個々の事例に関してのそこまでの詳細というのは、今、データとしては持っておりません。

〇〇〇 この7件は分からないということですね。今の2件と5件はどういうことでこういういきさつになったかというのは分からないということですね。

〇〇〇 各都道府県等の調査の結果というのはありますので、個別に調べていけばそこは分かります。

〇〇〇 そうすると基本的に、食品表示法が始まったときにこのアレルギーの問題は危害が、影響がありますので、罰則を即行うようなイメージがあったと思うのですが、今まで罰則はされていないという理解でよろしいでしょうか。

〇〇〇 おっしゃるとおり直罰規定はありますけれども、直罰というのは基本的に告発に至るような刑事罰のことですので、いずれも告発に至るような事例というのはいないです。

〇〇〇 ありがとうございます。

あと、表示のほうで平成30年に食品衛生法と食品表示法の違反がある、リコールがあるということなのですが、食品表示法の中でリコールの割合というのはいくつぐらいなのでしょう。食品表示法のリコールの割合です。

〇〇〇 この平成28年度の1,000件、これは報告が上がった自治体に限ってという話になりますけれども、1,000件の中でいうと食品表示法が5割を超えていて、食品衛生法よりも多い状況です。

〇〇〇 その5割の中でアレルギーはどのぐらいあるのですか。

〇〇〇 この調査の中でアレルギーに限った聞き方をしておりませんので、そこまでの詳細なデータは持ち合わせておりません。

〇〇〇 分からないのですか。

〇〇〇 はい。

〇〇〇 一応、リコールのデータはあるわけですね。

〇〇〇 データはありますけれども、食品表示法に関してどれぐらいの数の自主回収を受けましたかという聞き方をしておりますので。

〇〇〇 分かりました。ありがとうございました。

〇〇〇 〇〇〇、どうもありがとうございました。

ほかの委員の先生方、この際、何か質問をしておきたいということはございますでしょうか。

〇〇〇、どうぞ。

〇〇〇 〇〇〇です。どうも今までよく分からなかったことを説明していただいて本当にありがとうございます。

私たちは今回、健康影響評価という報告書を書くのに当たって、やはり実際にどのくらいという、どのくらい入ってしまっているものが市場に出ているのだろうかということをいろいろ議論するのだけれども、どうもその一番の問題は母数の問題かもしれませんけれども、どういうことでどの割合でというのが分からないなというのが私の率直な印象なのです。

今まで、例えば、東京都で検査数が28万品目、これはいろいろな検査の方法が入っているという御説明ですけれども、例えば、地方自治体でこういう取組に結構積極的に計画的にやっているところというのも特にはない。東京都があまり直接説明するのは差し支えがあるかもしれませんけれども、地方自治体によってここは結構積極的にやっているよというところ、その辺りは地方衛生研究所が独自の予算を取って測定しているということもあろうかと思えますけれども、その辺りはいかがでしょうか。

〇〇〇 御質問ありがとうございます。

各都道府県で予算の事情があるかと思いますが、基本的にアレルギーに関して言えば、収去検査でリスク管理をするという概念ではなくて、製造施設におけるクロスコンタクトとか、いわゆるその適正表示というところに食品衛生監視員としては主眼を置いていると。

特に今、HACCPという中の管理において、アレルギー表示における適正表示の部分もその管理項目の一つとして上がってきているので、監視員としてはやはりその製造施設に行つて、いわゆるその適正表示をちゃんとできるような支援をするというところに主眼を置いていて、実際にその市場に出回っているものをつぶさに調べてアレルギーの混入状況を調べるといった感じではないというのが現状です。

もう一点、あくまでも食品表示法が規制の対象としているのは一般的な加工食品とか容器包装に入っているもので、いわゆる中食、外食、インハウスベーカーリー、そういった飲食店等は対象になっておりませんので、そういった意味でいえば、まず、製造ロットの大きいそういう製造施設、加工施設等でのちゃんと食品表示がなされるものに対して食品表示の取締りというのを周知していると御理解いただければと思います。

〇〇〇 ありがとうございます。

いろいろな規制でどうやっていわゆる安全性を確保するかといういろいろな戦略があると思いますけれども、非常に参考になりました。ありがとうございます。

〇〇〇 〇〇〇、ありがとうございます。

〇〇〇が手を挙げていらっしゃいますので、伊藤先生、どうぞ。

〇〇〇 あいち小児保健医療総合センターの伊藤です。

もう10年以上前ぐらいのことだと思うのですが、愛知県は今のお話で、愛知県の衛生研究所では年に1回か2回、市場の抜き打ちでサンプリング調査をしてコンタミネーションの測定をしていると伺ったことがあります。どうしてかということ、患者さんが症状を起こした事例があって、その食品を回収して検査してほしいと言われたら、定期的に抜き打ち検査をしているのでその中に混ぜこんで検査しますなんて言っていただいて、実際にそういう流れで検査していただいた事例が以前ありました。今も続いているかどうかはちょっと分かりません。恐らく、愛知県が特別に頑張っていたということなのですかね。一応そんなこともあったということです。

〇〇〇 ありがとうございます。

恐らく、そういったクロスコンタミのいわゆるその確認をするということの収去検査というのは通常よく行われていることだと思います。そういったところ、そういうリスクがあるという前提の下に、フォローアップ的にそういう集中して調査を行うというのは一般的にはよく行われることかと思えます。ただ、そういったところが各都道府県等においても恒常的に行われているかどうかということについていえば、正直あまりそこは私どもも把握はできておりませんが、多分、皆様の御期待に沿えるような多くの検体を収去して分析をして、どういった食品にどの程度のリスクがあるのかということまでの数字

を出せるような取組が各自治体でなされているというところまではなかなか難しいと理解しておりますし、そういった数字自身を我々も把握ができていないというところではあります。

ただ一方で、それぞれ、先ほど米粉パンのお話も少しさせていただきましたけれども、アレルギー表示に関して言えば、それぞれ個別に起きてくる問題もありますので、むしろ都道府県等の方々には、そういった普及啓発のところでアレルギー対策というのには頑張っているというところがございます。

本当であれば、今、オリンピックがあれば、インバウンドの方々に向けて、いわゆる海外から来るの方々へのアレルギー表示をどうするかということで我々もいろいろ考えて、啓発資料等も既に作成はしていたのです。それを各保健所の方々に、飲食店での対応というのをお願いするというところまで既に準備ができていたのですけれども、今、このような状況で止まっているところでもあります。

ですので、いわゆるそういう世の中の事情を踏まえて、どちらかというと、今、保健所の皆様には、そういったアレルギー表示に関しての普及啓発に力を入れていただいているというのが、先ほどの夏期一斉とか年末一斉の資料からも御理解いただけるかとは思いますが。

〇〇〇 どうもありがとうございました。

そのほかにいかがでしょうか。

では、〇〇〇にまず、そして、〇〇〇のほうにこの後。

〇〇〇 〇〇〇です。

ちょっと遅刻してしまったので最初のほうを聞いていないのですけれども、一般的に考えれば収去検査をしていただいてそのリスク管理をするというのが考え方なのかなとは思いますが、やはりいろいろ、母数も多いとかという問題があるのも承知はしていますが、一つの管理方法としてあるのに現状としてはそれを実施しないのはどうしてなのかということと、HACCPで管理されている工程、それらを評価することでクロスコンタクトであるとか表示が正しくできているのだというのは正当に評価できるものだというのは、これはそれこそエビデンスがあつてのことなのかと。

あとは、海外でも表示法というのはあるわけですが、海外での管理の仕方というのは、手法として何か違うことが行われているのかどうか。

あともう1点だけ。大分前ですが、監視をされている側の調査も一度させていただいたことがあるのですけれども、大分前なので現状は違っているかもしれませんが、食品衛生監視員の方々の食品表示法に関する理解度というのは必ずしも高くなかったのです。監視側の能力に関しての研修であるとか評価であるとかというのは、この辺りはどうされていますでしょうか。

〇〇〇 ありがとうございます。

先ほど、収去等によって一定の評価を行うという手法はあり得るのではないかという御指摘をいただきました。手法としては当然あり得るかと思えます。ただし、対象となる加

工食品の数が非常に膨大であるということは容易に予想できるかと思います。都道府県は正直、食品衛生をメインにやっている部局が、いわゆる食品衛生の監視指導計画の一環の中で食品表示法もやっております。そこにおいて、いわゆる何万アイテムというものに対しての食品表示に特化した取去を行うというのはかなり予算的にも厳しいという現状はあるかと思います。その中でも全くやらないということではなくて、可能な範囲で、かつ、クロスコンタクトなどの問題が起き得そうな商品にターゲットを当てて各都道府県が実情に応じてやっているというところかと思いますが、ただし、東京都の数字を見ていただいても分かる通り、非常にその数は少ない。

これに関して、私どものほうでどれだけの数をやればいいのかということをお示しできるだけの知見も当然なく、かつ、考え方として、そもそもの管理として、その取去によってアレルギーのリスク管理をするということそのものは、我々消費者庁としては正直持っておりません。むしろ製造施設に出向いて行って、そういった表示のヒューマンエラーをなくす、クロスコンタクトのリスクに応じてちゃんと管理を取ってもらうというほうに注視をしていただいたほうが明らかに効果は大きいであろうと思っておりますし、監視員もその理解を持ってやっているかと思います。

そして、海外ということですがけれども、欧米においては通常、そのHACCPにおいてアレルギーの管理というのは表示も含めて従前から行われておりますので、そんなに大きな違いはないと思います。表示法の規定においても、基本、日本の食品表示法もコーデックス準拠でやっておりますので、諸外国に比べて何か大きな違いがあるという理解は特にございません。

すみません。あと何でしたか。

〇〇〇 食品衛生監視員の研修です。

〇〇〇 失礼いたしました。

食品衛生監視員のいわゆる資質云々と、そこに対する研修ということかと思いますが。実はそれに関しては私どもも年に1回、食品衛生監視員を対象としたそういった研修会、講習会は一応行ってはおります。ただし、全員が参加できるわけでもありませんので、実はそういった食品表示法の理解を深めるための行政向けの研修資料も作っておりますし、そういったものを配付して、それぞれ個々の監視員の方々に食品表示に関する理解を深めていただく。

私も食品衛生監視員ですけれども、確かに現場にいた頃は食品表示に弱い部分もありましたが、今それは正直、食品衛生法とJAS法と健康増進法にまたがっていた時代の話で、これはやはり食品衛生法だけ所管していると、JAS法や健康増進法も含めた網羅的な表示を理解するというのは非常に困難で、そういった意味でいえば一部欠けた部分がありましたが、今はそれが全て1つになって、食品表示法という1つの法律で食品表示基準さえ見ればそこに全ての基準が載っていますので、そういった意味でいえば平成27年以降、通常の食品衛生監視員の資質があればかなり分かりやすくかつ理解ができます。

そして、業務として食品表示法の話事業者にしていかなければいけないという責務を今、負っていますので、以前は保健所の人はJAS法のことは知らないということでどうしても意識が欠けていましたが、今はそうも言えないのです。現場感覚ですけれども、そういった意味では食品表示に関して言えば、以前よりは意識が圧倒的に上がっていると思います。

〇〇〇 具体的なお話をどうもありがとうございました。

それでは、〇〇〇からお願いします。

〇〇〇 説明どうもありがとうございました。

私からは、全体はこんな感じということの認識の確認と、ちょっと個別の質問を1つだけ。

要は、表示の監視についていえば、基本は県だということですよ。国が関与しているのは、夏と冬の一斉点検のときには国がリーダーシップをとってやっている。表示全体を見ている。先ほど、表示基準に全部書いてあるということなのですからけれども、表示基準自体、多分、皆さんが想像するよりも大変分厚い、数センチの厚さがありますので、その全体を特別期間としてチェックさせているということです。

ただ、その中で、先ほど机上配付資料1にあったような米粉製品、小麦がクロスコンタクトしているというときにはそれを中心にやっていくと。

そして、製造の部分でいえば、これは基本的には表示責任者のところに行くことになっているはずなのです。表示責任者がメーカーであれば製造プロセスを見ると。あるいは小売店が表示責任者になっているのであればヒューマンエラーがないかということをチェックさせているということです。

その結果が、参考資料2-1、2-2になっています。2-2が一番分かりやすいのですけれども、まず、そういう意味でいくと、施設数で一斉点検の部分というのは出てくるわけです。2-2の1のところ約36万施設に行っている。

では、その内訳は何だということになると、参考資料2-1になるわけです。この参考資料2-1の①が許可の施設で23万、②が許可が要らないものであるということで足していくとこの数になるわけです。

この内訳を見ると何しろ表示全部を見ておきますので、例えば、参考資料2-1の「①許可を要する営業施設」の一番上でいうと、一般食堂・レストラン・料理店はアレルギー表示は全く関係ないです。

なので、要するに、監視の対象で国が全部音頭を取っているということであれば、全てが網羅されると。ただ他方で、この中で菓子製造業とかそういうところになってくると、アレルギーのポイントがフォーカスされてくるというその中で捉える必要がある。

最後に質問なのですが、この全体像の中で申し上げますと、国が音頭を取っている夏冬以外はなかなか把握できないと思うのですけれども、トレンドとしてアレルギーの表示の守り度というのはどう把握されているのでしょうか。

以上です。

〇〇〇 ありがとうございます。

非常に詳細な御説明をありがとうございます。本来であれば私がそこまでしっかり細かくこの資料を御説明するべきところなのですが、参考資料2-1と2-2に関して言えば、まさに1か月という非常に短い期間ではありますけれども、全国の状況を一応網羅的に見ると。かつ、この夏と年末をやっている理由は、夏は当然、食中毒のリスクがあると。年末はいわゆる年末商戦に向けて非常に物流が多くなると。今であれば食中毒のリスクもありますけれども、そういったところにターゲットを当てて、一斉監視というのは各都道府県等もやっていますので、通常よりも圧倒的に多くこういった現場に出向いていく状況がございます。

そういった意味でいえば、平時よりはかなりバイアスがあった形で集中的な取締りがなされている。そこにおいての結果ですので、ある程度施設ごとの状況というのは見えてくるかなと思っています。

先ほどの、確かにこの中食、外食等の数字も上がっていますけれども、これは一応、食品表示で施設に立ち入った際に数字を上げてくださいますので、例えば、こういったところでお弁当とかも作っていたりします。表示をして販売するものもあるので、一応その表示のチェックをしたという数字にはなっております。

そういった中でいえば、表示のチェックをした中でそれぞれこういうアレルギーに関してのミスがあったとかというところであれば、参考資料2-2の真下のところを見ただけですと、収去検査も含めてですけれども、実際には表示関係で全国、この集中期間でいえば1万5658件の収去を行って、そのうち320件の表示違反があって、かつ、アレルギーに関して言えば37件ありましたというところが一つ見えてくるかと思えます。それぞれ監視の延べ件数と収去件数というところなのですが、このトレンドは実は数年あまり変わっていません。夏と年末をそれぞれ公表しておりますけれども、何かこの数字が大きく揺らぐということは基本ありませんので、何か特段の事情においてアレルギーの状況が変わっているというところはこういった数字からは見えてこないのですが、昨今でいえば、クルミとかアーモンド、この辺りのアレルギーが増えてきているということは、これは研究事業のほうでそれぞれ数字が見えてきて、いわゆる特定原材料に入れるのか、推奨に入れるのかというところが来ておりますので、正直この取締りから見えてくるというよりは、そういった研究事業の中で新たな品目が見えてきているというのが最近のトレンドとしては上がってきています。

そういった意味でいえば、参考資料2-3でおつけしておりますけれども、令和元年の11月のもの、これは年末一斉に向けての公表資料になります。

1枚おめくりいただいて、「(1)新基準への移行について」の下に(2)があります。ここにいわゆる「アーモンド」が準ずるものに追加されましたということを追記して、まさにこの部分に気をつけて取締りを行ってくださいということを各都道府県にお願いして

おります。

これはやはり昨今の健康志向なのか、ナッツ類の摂取が増えることによってこういったアレルギー症状の報告が増えてきているというところから上がってきているものですので、昨今の変化ということでは、取締りというよりはこの辺りが見えてきて、それをむしろ逆に取締りに反映させていっているというのが今のやり方になります。

〇〇〇 どうもありがとうございました。

〇〇〇からの総括的なまとめ、制度の眺望もしていただきました。

また、消費者庁の室長からは現場に近い具体的なお話も先ほど大分していただきましてありがとうございました。

いろいろとまたお話を伺っていくとまだまだ時間がかかりそうですけれども、大体時間も来ておりますので、特にどうしてもこれをというのがなければ質疑は終わりにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

消費者庁の〇〇〇、〇〇〇、どうもありがとうございました。

さて、ただいまの御説明、質疑等々によりまして、リスク管理、監視の状況について理解を大分深めさせていただきました。

本日の参考資料4-1、分厚いものですが、4-1、4-2として、先週のワーキンググループの資料1-1、1-2の評価案とその別添をお配りしております。リスク管理の項目とか、あるいはまとめ、今後の課題の部分などにつきまして、本日お伺いしたこと、あるいは質疑で出てきましたような内容を踏まえて、次回のワーキンググループの会合で卵の評価の取りまとめの審議を進めてまいりたいと思います。

本日はもう大体時間になりましたので、具体的には次回に議論したいと思いますが、現時点でこれは特に話しておきたいということがもしありましたら出していただいても構いません。次回は一応3月4日に予定をしておりますので、そのときにまた今日のお話を基にいろいろ御意見をいただければと思っております。よろしいでしょうか。

それでは、どうもありがとうございます。

議事(1)はこれで一段落で、議事「(2)その他」になりますが、事務局からよろしくをお願いします。

〇〇〇 〇〇〇でございます。

事務局より、今後のワーキンググループの予定について御連絡いたします。参考資料5を御覧くださいませ。

ただいま〇〇〇から、次回は3月4日の開催ということをお紹介いただきましたが、3月4日で本日の消費者庁からの御説明いただいた内容、それから、質疑応答での内容を踏まえた取りまとめに向けた審議をしていただきたいと思いますと思っております。

なお、先週のワーキンググループの審議の内容を踏まえた評価書案の修正を事務局でさせていただきますので、今後、先生方にその内容の確認をお願いする予定でございます。本日のワーキングの内容も踏まえて、こういう観点で内容を追加したほうがよいの

ではないかという御提案等がございましたら、併せてその評価書案の確認の際に追記いただきますと事務局としては助かりますので、どうぞよろしく願いいたします。

事務局からは以上でございます。

○○○ どうもありがとうございました。

今、事務局から話がありましたように、先生方には前回の議論を前提として事務局から修正したものがまたお手元に送られると思いますので、次回のワーキンググループ御出席、あるいは御出席できない先生方もぜひ御意見を事前にいただけると、また次回の議論がよく進むと思います。

ということで、本日の議事はこれで終了ということで、今回は第14回になりますけれども、「アレルギーを含む食品に関するワーキンググループ」を閉会とさせていただきたいと思います。お忙しい中、どうも御参加ありがとうございました。これで終わりにいたします。